

# 北区 在宅レスパイト事業 Q&A

令和8年度版

## 利用目的・場所 について

❓ 利用目的に制限はありますか？

**ありません。**

通院・買い物・リフレッシュ、きょうだい児の学校行事、求職活動など幅広く利用できます。

❓ 校外学習や宿泊学習への付き添いに看護師を派遣できますか？

**できません。**

派遣範囲は居宅及び特別支援学校の敷地内のみです。居宅と特別支援学校間の移動にかかる支援も、本事業の対象とはなりません。

❓ 訪問看護を受けていなくても申請できますか？

**できません。**

医療保険の訪問看護を利用している方が対象です。

※すべての訪問看護事業所が本事業を受託できるとは限らないため、事業所の意向をご確認のうえ、障害福祉課までお知らせください。

## 利用時間・回数 について

❓ 2時間未満の利用はできますか？

**できません。**

本事業は「休息」を目的とし、2時間以上が対象です。2時間未満のケアは医療保険の訪問看護の対象となる可能性があります。

❓ 1日に複数回利用できますか？

**できます。**

ただし①複数事業所の利用、または②看護師の交代を前提としています。特定の事業所や特定の看護師にしか支援内容がわからない状況を作らず、安全な看護体制を構築するためです。①または②の対応ができない場合は、障害福祉課にご相談ください。

❓ 休息以外に、どのような場面で利用できますか？

本事業は休息が主な目的となりますが、保護者の求職活動や入学直後の学校付き添い、急な法事など、一時的に支援が必要な場面などを想定しています。

❓ 看護師2名で、同時に看護してもらうことはできますか？

**できます（必要と判断される場合に限る）。**

ただし利用時間は2倍で算定され、年間利用上限時間数は288時間です。例) 1時間の実利用 = 2時間分の枠を消化

## 申請・契約・費用 について

❓ 複数の訪問看護事業所を利用できますか？

**できます。**

医療保険で複数事業所を利用している場合は、本事業でもその訪問看護事業所を利用できます。

❓ 訪問看護事業所を変更したい場合は？

変更申請書をお渡ししますので、障害福祉課へご提出ください。

※事業所が北区と契約していない場合は契約手続きが必要です。事業所から障害福祉課へお問い合わせください。

❓ 東京都の在宅重症心身障害児等訪問事業と併用できますか？

**できます。**

ただし、同時時間の重複利用はできません。

❓ 訪問看護指示書を転用できますか？

**できます。**

ただし、主治医が「転用可能」と判断した場合に限ります。